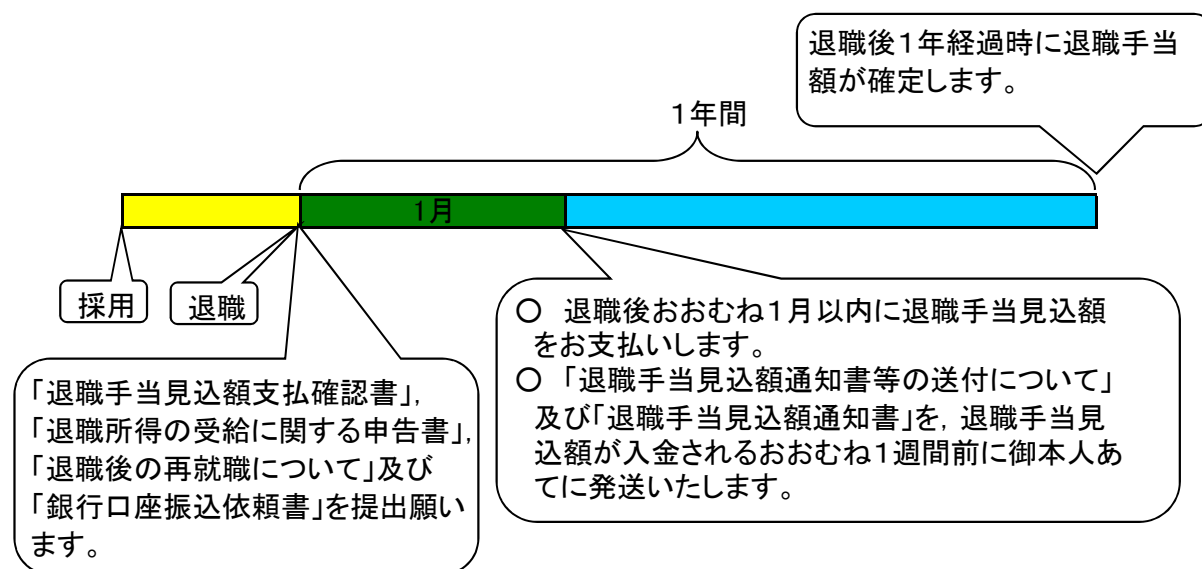


◆退職手当の支給手続きの流れ



【退職手当見込額とは】

退職にあたって支給される退職手当は、本来であれば退職後1年経過時に確定額をお支払いするところですが、退職後の生活の便宜等を図るため、「退職手当見込額支払確認書」の提出をもって、退職の日からおおむね1月以内に見込額をお支払いします。

そして、退職後1年経過時に広島大学退職手当規則第2条の3第2項の規定に基づいて退職手当額が確定することになります。

なお、退職の日から起算して1年以内に、在職中における行為により退職手当額を減額等する事由が発生した場合は、広島大学退職手当規則第15条から第15条の4までの規定により、原則として退職手当見込額の全部又は一部を広島大学に返還していただくこととなります。

【補足説明】

広島大学における退職手当は、まず見込額により仮払いし、退職後1年経過時に額が確定して債権が発生するものであり、この1年間を退職手当の功労報償的性格を踏まえた「功労の評価期間」としています。

したがって、退職後1年以内に、在職中における行為が功労を抹消ないし減殺し、退職手当額を減額等する必要があると認められた場合には、その減額等した債権額と支払済みの見込額との差額を民法第703条の規定を法的根拠として返還していただくという制度になっています。

なお、見込額のお支払後長期間経ってから返還を求めることは、かつて職員であった方の生活を脅かし、不安定にする恐れもあるため、「功労の評価期間」(退職手当額が確定するまでの期間)については、合理的な範囲内として「退職の日から起算して1年以内」に設定しております。